

# 令和4年度持続的生産強化対策事業のうち 養蜂等振興強化推進（地域公募事業）に係る公募要領

## 第1 総則

令和4年度持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（地域公募事業）（以下「養蜂等振興強化推進」という。）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めることとします。

なお、令和4年度の本事業の実施等に係る詳細については、令和4年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）において定めることとします。

また、本公募は令和4年度政府予算案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了知おき下さい。

## 第2 趣旨

養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の蜜源植物の保護増殖、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等を目的として、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握等の取組への支援を行い、養蜂業の振興を図ることとします。

また、施設園芸における花粉交配用蜜蜂については、近年の自然災害等により需給がひっ迫する傾向にあり、園芸農家と養蜂家が連携した花粉交配用蜜蜂の安定調達の取組を支援することで、需給の安定を図ることとします。

さらに、花粉交配用昆虫に用いられるマルハナバチについては、平成18年にセイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定され、平成29年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換が急務であることを踏まえ、在来種マルハナバチの利用拡大に必要な取組を支援し、セイヨウオオマルハナバチからの転換を図ることとします。

## 第3 事業内容

### 1 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、蜂群配置調整の適正化等に向けた環境整備のため、次に掲げる取組を行うことができるものとします。ただし、原則として以下の（1）～（4）の取組を全て行うものとします。

#### （1）検討会議の開催

各都道府県における蜂群の適正配置等を図るための蜜源植物の植栽・管理、実態把握等について、養蜂家（業として蜜蜂の飼育を行う者（都道府県単位の養蜂協会等の養蜂グループの代表者を含む。）をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、農林業者団体、学識経験者等による検討会議を開催する。

#### （2）蜜源植物の植栽・管理

新規・拡大地区での蜜源植物の植栽・管理（保護柵設置等）及び既存地区での

蜜源植物の管理を行う。

(3) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握

蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況等、蜂群配置調整の適正化に資するデータ収集に向けた実態把握調査等を実施する。

(4) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組

蜜源植物の保護・増殖推進に向け、養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産への貢献等の普及啓発のためのパンフレットの作成等を行う。

2 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

花粉交配用蜜蜂の安定調達を図るため、次に掲げる取組を行うものとします。ただし、(2)⑤のみ、及び(2)⑤と(3)のみに取り組みむ場合を除き、(1)に掲げる取組は必ず行うものとします。

(1) 協カプランの作成

園芸農家や養蜂家等が参画して検討会を開催し、園芸農家と養蜂家が連携して花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るための具体的な取組を記載した協カプラン(以下「協カプラン」という。)を作成する。作成に当たっては、園芸農家における花粉交配用蜜蜂の適切な管理の徹底に関する具体的な取組の記載を必須とする。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(2) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

協カプランに記載する①花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、②生物分解性プラスチック巣箱の利用、冬季の蜜蜂の消耗軽減等の蜜蜂の長寿命化に資する利用技術、③台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術、④園芸農家の適切な管理技術、⑤蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替併用技術等の実証を行い、技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(3) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成、園芸農家又は養蜂家向けの技術講習会の開催等、技術の普及のための取組を実施する。

3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うものとします。ただし、(1)及び(2)に掲げる取組は必ず行うものとします。

(1) 検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法、地域への定着や普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。

(2) 利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示ほ場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(3) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

情報収集のための先進地視察、利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

#### 第4 事業実施期間

事業実施計画の承認を受けた日以降、令和4年度内とします。

#### 第5 事業の成果目標等

##### 1 事業の成果目標

成果目標は次に掲げるとおりとします。

###### (1) 蜂群配置調整適正化支援事業

飼育箱数（蜂群数）が令和4年1月1日現在の飼育箱数（蜂群数）と比べ増加（蜜源植物の植栽を、農薬被害又は熊被害からの退避を目的として行う場合若しくは植栽する土地の確保等の関係から第3の1の（2）のメニューに取り組めない場合は、「蜂群の維持」でも可）又は蜜蜂の生存率の向上。

又は事業実施地域における蜜源植栽面積に占める樹木の植栽割合の向上。

###### (2) 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

事業実施地域において、①養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率（※1）が100%となること、②園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率（※2）が5ポイント以上向上すること又は③代替花粉交配用昆虫利用率（※3）を事業実施前から20ポイント以上増加させること。（※3については第3の2の（2）⑤に取り組む場合のみ選択可能な目標とする）

（※1）供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が必要とした巣箱数

（※2）生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数（枚数）／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数（枚数）

（※3）代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用（併用）する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

###### (3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施地域において、対象作物の栽培にマルハナバチを利用している園芸農家（花粉交配用蜜蜂からの切替又は併用に取り組む地域の場合、当該作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家）のうち、在来種マルハナバチの利用農家の割合を、事業実施前と比べ、20ポイント以上増加させること。

##### 2 目標年度

成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとします。

###### (1) 蜂群配置調整適正化支援事業

令和5年度とする。

###### (2) 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

令和7年度とする。

###### (3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

令和7年度とする。

## 第6 応募要件

本事業で公募する応募主体は次に掲げるとおりとします。

### 1 蜂群配置調整適正化支援事業

応募主体は、協議会とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 協議会は、都道府県及び養蜂家に加え、市町村、植栽場所の提供者等の園芸農家、農業協同組合、試験研究機関等により構成されていること（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）。
- (2) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本事業の取組において、1本以上の樹木が植栽されること。

### 2 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

応募主体は、農業者が組織する団体及び花粉交配用蜜蜂安定調達協議会（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等」という。）とし、要件は次に掲げるとおりとします。

- (1) 原則5戸以上の園芸農家及び1戸以上の養蜂家が事業に参加すること。なお、第3の2の(2)⑤のみ、及び(2)⑤と(3)のみに取り組む場合は、養蜂家の参加は必須とせず、原則5戸以上の園芸農家と都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。以下同じ。）が事業に参加すること。
- (2) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の運営等に係る規約（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約」という。）が定められていること。
- (3) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会にあっては、都道府県、園芸農家及び養蜂家を必須構成員とすること。なお、第3の2の(2)⑤のみ、及び(2)⑤と(3)のみに取り組む場合は、養蜂家を必須としない。

### 3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

応募主体は、農業者が組織する団体及び在来種マルハナバチ利用拡大協議会（以

下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等」という。)とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 原則5戸以上の園芸農家が事業に参加すること。
- (2) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の運営等に係る規約(以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約」という。)が定められていること。
- (3) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会にあっては、都道府県及び園芸農家を必須構成員とすること。

## 第7 事業の補助要件等

### 1 事業の補助要件

事業の補助要件は、別表1の補助要件の欄に掲げるとおりとします。

### 2 事業実施計画の選定

地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じとする。)は、第6の応募要件及び1の補助要件に定める事項等の確認により、事業実施計画の選定を行うものとします。

なお、選定に当たっての基準ポイントは別表2に掲げるとおりとし、原則として、基準ポイントの合計数が高いものから選定するものとします。

## 第8 補助率等

### 1 補助率

定額

### 2 補助金配分額

地区採択数を確保するため、国費の仮配分上限額を第3の1の事業は5百万円、第3の2及び3の事業は3百万円に設定し、国費要望額の合計が予算額を上回る場合は、採択の優先順位の高い順に仮配分上限額の範囲内で交付するものとします。なお、採択の優先順位が同じ取組が複数あり、これらの取組に対して同様に補助額を交付すると予算額を超える場合は、按分して交付するものとします。

## 第9 事業実施計画の公募期間等

事業実施計画の公募期間その他の事項については、農林水産省ホームページにおいて公表するものとします。

## 第10 申請書類の提出に当たっての注意事項

- 1 応募主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、直接、地方農政局長に提出するものとします。
- 2 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- 3 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- 4 申請書類の提出は、原則として農林水産省共通申請サービス（eMAFF）、電子メール（押印のあるものは、別途、保存しておくこと）、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には持参も可とします。なお、FAXによる提出は、受け付けません。
- 5 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による提出の場合は、gBizID（※1）を取得の上、以下のURL（※2）からログインし、1 蜂群配置調整適正化支援事業については、「令和4年度養蜂等振興強化推進のうち地域公募事業 ①応募書類の提出」から、2 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業については、「養蜂等振興強化推進（地域公募事業） 公募申請（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）」から、3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については、「養蜂等振興強化推進（地域公募事業） 公募申請（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）」から申請を行ってください。また、提出期限までに申請を完了するようにしてください。申請方法の詳細は農林水産省共通申請サービス（eMAFF）内に掲載している「養蜂等振興強化推進電子申請マニュアル」を御確認ください。  
（※1）gBizID：<<https://gbiz-id.go.jp/top/>>  
（※2）農林水産省共通申請サービス（eMAFF）：<<https://e.maff.go.jp/>>
- 6 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別紙1の問い合わせ先に送付アドレスを確認し、件名を「令和4年度持続的生産強化対策事業（養蜂等振興強化推進（地域公募事業））の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付してください。また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を別紙1の問い合わせ先に行ってください。  
なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。
- 7 申請書類を郵送又は宅配便により提出する場合は、封筒等の表に「持続的生産強化対策事業（養蜂等振興強化推進（地域公募事業））申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって提出することとします。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- 8 申請書類は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- 9 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、

不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。

- 10 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- 11 審査に当たり、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）から応募団体に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて申請書類に関するヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御承知願います。

## 第11 助成

### 1 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費のうち事業に直接要する別紙2の経費であって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。なお、その整理に当たっては、別紙2の費目ごとに経費を整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとします。

#### (1) 蜂群配置調整適正化支援事業

検討会議の開催や蜜源植物の植栽・管理、実態把握調査及び普及啓発の取組に要する経費。ただし、以下の全てに留意することとする。

ア 新規・拡大地区に係る経費は蜜源植物の植栽・管理に要する経費を補助対象とし、既に蜜源植物の植栽が行われている既存地区に係る経費は管理に要する経費のみ補助対象とする。ただし、既に蜜源植物の植栽が行われていた場所のうち、熊被害等により蜜源として定着していなかったもの及び植栽場所における蜜源量が配置する蜂群数に対し不足していたものは、新規・拡大部分とみなす。

イ 土地の借上費については、補助対象としない。蜜源植物を植栽する土地については、蜜源植物からの採蜜を予定している間は、当該植栽した土地を利用できるよう措置されているか事業実施主体において確認すること。

ウ 植栽する蜜源植物については草花や樹木などを対象とするが、ニセアカシア（学名：ハリエンジュ）等は、農林水産省・環境省が平成27年3月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に位置づけられているため、補助対象としない。

#### (2) 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

##### ア 協力プランの作成

協力プランの作成のための検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な専門家旅費等とします。

##### イ 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、長寿命化に資する利用技術、台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術等の実証に必要な資材費、実証用蜜蜂の購入費、実証用代替花粉交配用昆虫の購入費、追加的に必要となる農薬等

の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等とします。

ウ マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費や人件費、委託費等、園芸農家又は養蜂家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費等とします。

(3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

ア 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等とします。

イ 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場を導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等とします。

ウ 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

先進地視察に必要な専門家旅費、利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等とします。

2 次の取組は国の助成の対象としません。

(1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

## 第12 補助金等交付候補者の選定

### 1 審査方法

(1) 提出された事業実施計画については、事業担当課により、書類確認、第7の1及び2の補助要件に合致しているかの事前審査及び別表2に基づくポイント付けによる事前整理等を行った後、ア 蜂群配置調整適正化支援事業については畜産局長、イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業及びウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については農産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定するものとします。

(2) 地方農政局長は、(1)の委員会の審査結果に基づき、補助金等交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の事業実施主体に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨を別記様式第2号により通知するものとします。

(3) 補助金等交付候補者として選定された者に対しては、農林水産省ホームページ等で公表します。



## 2 交付決定に必要な手続

補助金等交付候補者は、実施要領の内容を承知した上で、交付等要綱に基づき、地方農政局長に対して交付申請を行うものとします。

## 第13 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、次に掲げる条件を守ってください。

### 1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

### 2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後制定される実施要綱、実施要領及び交付要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

### 3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、地方農政局長の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがある。

### 4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知

的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとします。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に地方農政局長と協議して承諾を得ること。

#### 5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することがあります。

#### 6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、地方農政局長に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表してもらうことがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

#### 7 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがあります。